冒頭、都常勤委員(専門委員長)より、リース会計専門委員会での検討結果を受けて、 論点整理の文案に、このタイミングで論点整理を公表する理由と連結先行の考え方を採用 するかについては議論していない旨を加筆修正したこと、本日の審議が、IASBの公開草案 「リース」へのコメント文案については最終の審議であること、論点整理の文案検討につ いては、12月16日の委員会での公表議決を予定したい旨の説明がなされた。また、小賀坂 主席研究員より、説明資料[審議事項(2)-1~4]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

(論点整理の文案について)

- ある委員より、リース取引については、主たる事業として行うか行わないかに係らず、 本論点整理の対象になる旨を明示したほうがよいとの意見があった。これに対し事務 局からは修文を検討するとのコメントがあった。
- ある委員より、今後の方向性の記載について、まだこの時点では不確定要素の強い IASB の提案に対して、明確な方向性を提示することは避けたほうがよいのではなかとの意見があった。これに対し事務局からは、様々な意見や方法を並列的に並べて意見を募るより、ある程度、方向性を示してコメントを募ったほうが良いと考え、現在の文案となっている旨のコメントがなされた。
- ある委員より、本論点整理の公表のタイミングについて、IASB で基準が確定する前に 公表する意義をもう少し記載すべきとの意見があった。これに対し事務局からは修文 を検討するとのコメントがあった。
- ある委員より、一定の中小企業を対象とした新たな会計指針の策定が予定されている ことについて、何らかの記載をしたほうがよいのではないかとのコメントがあった。 これに対し事務局からは、すべての基準に共通するものであり、論点整理の段階で個 別に取り上げるかどうかは、考えるべきと思うが、さらに検討する旨のコメントがな された。

(コメント検討について)

■ ある委員より、文案には同意するが、今後の議論の中では、コスト・ベネフィットの 再考を望んでいるとの意見があった。これに対し事務局からは、コストとベネフィットのバランスについては基準設定主体としての立場で検討を行っていく旨の説明がな された。

以上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。